

春日部市地域子育て支援協議会規約

(目的)

第1条 子育てに関する団体等が連携し、地域社会全体で安心してこどもを生き育てることができる環境を整備するため、春日部市地域子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 参加団体の主体的な活動の促進に関する事業
- (2) 参加団体間の連携に関する事業
- (3) その他、協議会の目的を達成するために必要な事業

(協議会の組織)

第3条 協議会は、入会団体等の代表者等（以下「委員」という。）をもって組織する。

(入会団体)

第4条 入会団体は、市民を対象とし、市内での活動を主とする団体とする。

2 協議会に入会希望する団体は、入会申込書を会長に提出し、許可を得た日から資格を有する。

3 団体が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 団体の存在が認められなくなったとき
- (3) その他必要と認めた場合

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 協議会に会長1名、副会長1名、会計2名、監事2名、広報1名（以下「役員」という。）を置く。

2 役員は、委員の互選によりこれを決定する。

3 役員の任期は2年とし、再選を妨げない。なお、役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第6条 役員の仕事は次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その仕事を代理する。

(3) 会計は、会計事務を処理する。

(4) 監事は、会計を監査する。

(5) 広報は、協議会の効果的な周知等を検討する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、総会及び役員会とし、会長が招集する。

(総会)

第8条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 予算及び決算に関すること
- (2) 事業計画の策定及び運営に関すること
- (3) 役員を選任及び実行委員会委員の任命に関する同意
- (4) 規約の改正
- (5) 協議会の解散
- (6) その他運営に関する重要事項

2 総会は、協議会委員の2分の1以上の出席によって成立し、議決は出席委員の過半数をもって決する。

3 会長は、必要があると認めるときは協議会委員以外の者に対して、総会への出席又は資料の提出等を求めることができる。

4 総会は、原則として毎年度1回開催する。

5 総会を招集することが出来ない、やむを得ない事象が発生した場合は、書面にて議決を取ることにする。

(役員会)

第9条 役員会は必要に応じて開催し、会務の運営及び総会提案案件を審議する。

(実行委員会)

第10条 協議会は、第2条に掲げる事業に関し、研究調査その他の作業を行うため実行委員会を置く。

2 実行委員会に関する必要な事項は会長が別に定める。

(会長の専決処分)

第11条 会長は、入会または退会に関する事項など緊急を要する場合、総会及び役員会(以下「総会等」という。)を招集する時間的余裕がないときは、その審議決定すべき事項(規約の廃止及び重要事項の改正に関する事項を除く。)について、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分を行ったときは、これを次の総会等において報告しなければならない。

(経費)

第12条 協議会の運営に要する経費は、補助金その他の収入をもってこれに充てる。

(会計年度)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 協議会の事務局を春日部市こども未来部こども育成課内に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、会長決裁のあった日から施行する。